

## 2-16

## 個人情報保護法-2

## 個人情報、個人データ、保有個人データとは何か

ここでは、個人情報保護法において基本的な概念である個人情報、個人データ、保有個人データについて解説します。

## 1 個人情報とは何か

## (1) 個人情報とは

ここまで、個人情報保護法の概要を見てきましたが、ここからは最も基本的なカテゴリである「個人情報」とは何か、という点を解説していきます。

「個人情報」とは、以下のように定義されています。

生存する個人に関する情報であって、次の①②のいずれかに該当するもの。

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

②**個人識別符号**が含まれるもの

まず、1つ目のポイントは**生存する個人**に関する情報であるということです。つまり、既に亡くなった人物の情報は個人情報には該当しません。

以下、①と②の情報を順に解説します。

## (2) ①特定の個人を識別できる情報

個人情報の1つ目の類型は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」です。

まず、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**」という部分について解説します。

「特定の個人を識別」できるか否かが個人情報該当性の肝となりますが、「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ること

ができること」をいうとされています〔個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン〕に関するQ&A(以下「Q&A」といいます)1-1〕。

なお、「個人」は日本国民に限らないため、居住地や国籍を問わず、日本にある個人情報取扱事業者及び行政機関等が取り扱う個人情報は、個人情報保護法による保護の対象となり得ます(Q&A1-6)。

いくつか具体例を見ていきましょう。

## • 氏名、顔写真

当然、特定の個人を識別できるので個人情報に該当します。

## • 携帯電話の電話番号、クッキー(Cookie)等の端末識別子

いずれも、単体では個人自体の情報ではなく端末の情報です。したがって、単体では基本的に個人情報に該当しないと考えられます。ただし、個人情報と紐付けて管理される場合も多く、このような場合等で個人を識別できる場合には、個人情報に該当します。

## • メールアドレス

メールアドレスも、電話番号や端末識別子と同様、個人それ自体の情報ではありません。ただ、たとえば、hanako.yamada@xxx.comといった形で、アドレスの中に氏名などの個人情報が含まれていることも多く、この場合には個人情報に該当します。また、電話番号と同様、氏名等と紐付けて管理すれば個人情報に該当します(Q&A1-4)。

## • 位置情報

「ある人が●月●日●時●分に渋谷駅にいた」といった情報は、個人に関する情報ではあるものの、通常はそれだけでは個人を識別できるものではありません。しかし、位置情報が長期間網羅的に蓄積した場合等は個人が推定可能となる場合もあります。また、移動履歴は、短期間のものでも、自宅、職場等の情報と等価になる場合もあります<sup>1</sup>。したがって、情報が集積する場合には個人情報に該当する場合も少なくはないでしょう。

また、氏名等の情報と紐付けた場合に個人情報に該当するのはこれまでに述べた通りです。

1 総務省・スマートフォンアプリケーションプライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅢ」(平成29年7月10日)11頁。